

入札参加者の皆様へ

令和6年4月26日
宇都宮市上下水道局企業総務課

入札契約制度の見直し等について

本市の入札契約制度につきまして、下記のとおり見直し等を行いましたので、お知らせいたします。

記

1 配水管布設工事における特定建設工事共同企業体（JV）の運用の見直しについて

宇都宮市上下水道局では、設計金額2億円以上の配水管布設工事については、宇都宮市特定建設工事共同企業体取扱要領第2条の規定に基づき、特定建設工事共同企業体（JV）の対象としておりましたが、近年の配水管布設工事の工事成績評定の向上を踏まえ、市内工事業者の振興及び育成が進んでいると認められることから、特定建設工事共同企業体（JV）の対象外とすることといたします。

特定建設工事共同企業体（JV）の対象範囲

	～令和5年度	令和6年度～
2億円以上の配水管布設工事	対象	対象外

2 建設工事における入札不調等による入札・契約事務の取扱いについて

一般競争入札に付し、応札者なしの不調となった場合、公告要件（地域条件、発注金額の等級など）の見直し又は設計書、仕様書、施工条件、発注時期等の見直しを行い、改めて、一般競争入札を行うことは原則といたしますが、今年度からは、履行の迅速性が求められるときなど、必要に応じて指名競争入札を実施する場合がありますので、ご了承ください。

3 適用日

令和6年4月1日以降に公告する案件から適用